

処分年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和5年9月20日	Akita OW Service 株式会社	人の運送をする 不定期航路事業	輸送の安全確保 に関する指導	令和5年6月28日に運航管理監査を実施したところ、海上運送法に基づく届出をせずに事業を変更し運航を行っていたこと等が確認された。	<p><令和5年10月20日までに以下の改善措置を文書により報告すること></p> <p>①経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守を社内へ徹底し、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。</p> <p>④船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第10条に基づき、運航・作業基準に定める地点に達したときは、運航管理者又は運航管理補助者に地点名等の事項を連絡すること。</p> <p>⑤船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第11条に基づき、入港30分前となったときに、運航管理者又は運航管理補助者に入港予定時刻等の事項を連絡すること。</p> <p>⑥船長と運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第12条に基づき、運航・作業基準に定める方法により連絡を行うこと。</p> <p>⑦安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を年1回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程第55条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑧運航管理者は関係者に対し、地震防災対策基準第18条に定める地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑨経営トップは、安全管理規程第20条に基づき、安全管理規程（各基準を含む）について関係の責任者の意見を参考とした上で見直しを検討し、変更を決定した場合は速やかに東北運輸局へ届け出ること。</p>